

御船町農業委員会会議録

令和元年 12 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和元年 12 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 12 月 10 日（火） 午後 4 時 00 分～
 2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室
 3. 主席委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗		
会長職務代理者	2 番	荒木	義一		
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番 藤本 隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番 田端 幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番 芥川 誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番 藤岡 雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番 山本富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番 竹崎 幸雄

欠席委員 無し
最適化推進委員 8 名参加
 4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名 6 番 7 番
 - 4 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 51 号 農地中間管理事業法律第 19 条について
 - 9 議案第 52 号 農業振興地域の整備に関する法律第 3 条について
 - 10 報告第 25 号 農地法の運用について第 4（3）に基づく非農地について
 - 11 報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約書について
 5. 農業委員会事務局職委員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 事	吉澤	輝
- 開 会 （事務局）皆さん、こんにちは。定刻前ではありますが、

始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん14名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の8名の出席をいただいております。只今より令和元年12月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

会長挨拶 はい。皆さん、こんにちは。さっそくですが、議事録署名委員の指名を行います。6番 大西委員 7番 池田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。議案第47号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和元年12月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今月は1件1筆の申請があります。ご覧ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、①番の申請ですが、私の担当ですので説明致します。11月29日に事務局と現地確認を行いました。場所については、資料添付してある位置図の通りです。現地の農地では、稲作がなされており、今回売買ということで申請がされております。申請者は第2項第1号から第7号までの該当する箇所は満たしており、何ら問題なく許可相当と判断致しました。皆様のご審議をお願い致します。それでは今の案件にご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議長 無いようでありますので、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と判断致します。続きまして、議案第48号を提案致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第48号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和元年12月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。今月は1件4筆の申請があります。ご覧ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番の申請ですが、担当の8番福島委員説明をお願いいたします。

8 番 11月27日に事務局と現地確認へ行きました。場所については、添付してある位置図の通りです。今回申請地は追認案件であり始末書が提出されています。また、排水同意は取られております。農地の区分としては、第2種農地と判断しております。一般基準ですが、1から10の該当する項目は、適当と判断致します。よって総合判断として、許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきましてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議 長 この案件が、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。

続きまして、議案第49号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第49号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年12月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今月は5件55筆の申請があります。ご覧ください。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは申請番号①担当の9番藤本委員説明をお願いいたします。

9 番 11月27日に事務局と現地を確認しました。場所については添付してある位置図のとおりです。申請地は、おおむね300メートル以内にインターチェンジがある農地ということで第3種農地となります。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。総合判断として許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議 長 この案件が許可相当と判断される方の挙手をお願いいたしま

す。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、申請番号②になります。担当が私です。説明いたします。

11月29日に事務局と現地確認を行いました。場所については、添付してある位置図のとおりです。農地区分はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地となります。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。総合判断として許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。今の案件につきましてご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員
議長

ありません。

この案件が許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、申請番号③番担当の12番藤岡委員説明をお願いいたします。

12番

11月27日に事務局と現地確認を行いました。場所については、添付してある位置図のとおりです。農地区分は、10ヘクタール未満の広がりということで第2種農地となります。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。総合判断として許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご質問・意見等がありましたらお願いいたします。

各委員
議長

ありません。

意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、申請番号④番担当の9番藤本委員説明をお願いいたします。

9番

11月27日に事務局と現地確認を行いました。場所については、添付してある位置図のとおりです。農地区分はおおむね300メートル以内にインターチェンジがある農地ということで第3種農地となります。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。総合判断として許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員

ありません。

議長 意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、申請番号⑤番ですが担当が私ですので説明いたします。

11月29日に事務局と現地確認を行いました。場所については、添付してある位置図のとおりです。農地区分は用途地域が定められている農地ということで第3種農地となります。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

10番 今回の転用目的は大規模な商業及び物流業務施設用地の造成ということですが、周辺農地に係る営農に支障がでると思いますが、営農者への配慮は考えていますか。

事務局 商業及び物流業務施設用地ということで、今後交通量が増えることが考えられます。営農者への配慮としまして、町道沿いに3メートルほどの農耕者専用道路の設置を予定しています。

議長 他にご質問・意見等はありませんか。

各委員 有りません。

議長 意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第50号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和元年12月10日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。

次のページに新規の利用権設定等状況一覧表が掲載しております。今月は4件上がってきております。ご覧ください。

次のページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は8件上がってきております。ご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年12月10日提出 上益城郡御船町

次のページをご覧ください。令和元年第12回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。左側に今月分、右側に本年累計です。本年累計田は436,467㎡、畑は94,835㎡。合計で

531,302 m²となっております。以上です。

議 長
各委員
議 長

ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。
有りません。

それでは、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。続きまして、議案第 51 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和元年 12 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
農用地利用配分計画（案）による賃借権状況一覧表を掲載しております。中間管理機構を通した賃借権設定になります。以上です。

議 長
各委員
議 長

ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。
有りません。

それでは、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。続きまして、議案第 52 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第 52 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和元年 12 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗
御船町長から御船町農業委員会へ照会がっております。こちらにつきましては、農地という区分から農業用施設用地への用途区分の変更ということで 1 件の申請がっております。変更理由、土地の所在地等については記載の通りです。ご覧ください。今回農業委員会の同意を受けないといけないため照会がありましたので、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長
各委員
議 長

ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。
有りません。

それでは、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。続きまして、報告第 25 号から報告第 26 号まで事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第 25 号農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和元年 12 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
非農地承認通知一覧表と非農地否認通知一覧表を掲載して
おります。ご覧ください。

報告第 26 号農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のと
おり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和元年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会。

合意解約がありました 2 件を掲載しております。ご覧ください。
以上です。

議 長
各委員
議 長

ご質問・意見等がありましたらお願いいたします。

有りません。

無いようでございますので、これをもちまして 12 月の総会を
終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

6 番

⑩

7 番

⑩